

# 宮城県自然環境保全審議会自然環境部会会議録

日時 令和4年8月9日（火）午前11時00分から  
場所 宮城県庁11階 第二会議室

## 【 次 第 】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事  
対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止について  
(岩出山狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域の新規指定について)
- 4 その他（報告事項）  
南郷鳥獣保護区調査方針について
- 5 閉 会

## 【 資 料 】

〔議事資料〕

- 資料1 「鳥獣保護区」から「狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域」への変更について  
資料2 岩出山狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域 指定計画書  
資料3 狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域指定に係る公聴会賛否等一覧  
資料4 【関係法令】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
資料5 【参考資料】岩出山鳥獣保護区 解除計画書

〔その他（報告事項）〕

- 資料6 南郷鳥獣保護区の調査概要について

## 1 開会

(委員及び事務局出席者の紹介が行われた。)

## 2 挨拶 (小山自然保護課長)

本日は大変お忙しい中、お集まりいただき感謝申し上げます。委員の皆様には、日頃から本県の自然環境保全の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の自然環境部会は、自然環境保全法及び県自然環境保全審議会条例に基づき、自然環境の保全に関する重要事項について、知事からの諮問に応じて、委員の皆様にご調査審議をいただく場となっている。

本日ご審議いただく案件は、大崎市の岩出山鳥獣保護区について、イノシシの狩猟捕獲を可能とするため、「鳥獣保護区」の指定を解除して、イノシシ以外の狩猟鳥獣捕獲を禁止する「捕獲禁止区域」に新に指定しようとするものである。イノシシに関しては、近年多くの農作物や生活環境への被害が報告されていることから、本件の区域指定の変更により、その対処の一助となることを期待している。

皆様のお立場から忌憚のないご意見をいただき、ご審議賜るようお願い申し上げます。

(事務局より配付資料の確認後、本日の出席者数を報告(構成委員10人中10人(うちオンライン2人)が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第7条において準用する第6条第2項の規定により、有効に成立している)。次に、本日の会議については、個人情報を含まないため公開で行われる旨を報告。)

### 3 議事

#### 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止について

司 会： それでは、次第3の議事に入るので、当審議会条例第7条において準用する第6条第1項の規定により、以後の議事の進行については、伊藤部会長にお願いします。

(以降の進行について伊藤部会長にお願いし、伊藤部会長が挨拶を行った。)

伊藤部会長： 本日は猛暑の中ご出席いただきお礼申し上げます。

コロナウイルスや記録的な大雨の自然災害等で、本当に大変な思いをされている方が大勢いらっしゃると思う。考えてみると、人間社会は非常に高度な科学技術をもって克服してきてはいるが、やはり、私たちの基本的な生命活動というのは、自然の仕組みに大きく依存しており、自然と人間がどのように関わっていくかは、これからの大きな課題ではないかと考えている。

自然環境部会も、そういった意味では、自然と人間とはどう共存共栄していくかという課題に非常に関わってくると思うので、委員の皆様にも是非ご協力いただきたいと思う。

それでは規定により議長を務めさせていただき議事を始める。議事「岩出山狩猟鳥獣(イノシシを除く。)捕獲禁止区域の新規指定について」を審議する。事務局から説明願う。

事務局： (資料により説明)

伊藤部会長： ただいまの説明について確認したい事項はあるか。

河野委員： 8ページと9ページ、後の方にも表現はあるが、以前は8ページ下から4行目、「陸羽東線との交点に至り、同所から同線を北進し国道47号線との交点に至り」となっており、今回は9ページ下から6行目「市道松沢線との交点に至り、同所から同市道を南東進し管理用道路との交点に至り」となっている。以前は陸羽東線という言葉だったものが、新たに管理用道路となっているが、これは表現上の理由か。

事務局： お手元の資料15ページの図面をご覧いただきたいが、ご指摘のあった管理用道路及び松沢線に繋がるところだが、以前はこの管理用道路の横にある岩出山中学校を敷地境界として指定していたが、この敷地境界について大崎市の方に確認をとったところ、この境界は現在曖昧になっているところがあったので、その曖昧になっている部分を指定するという事は難しいと判断し、関係各所と調整した結果、現在ある管理用道路及び54林班界及び私設作業道を通じて市道松沢線に通じるという形にし、このような文言の修正になった。

伊藤部会長： 他に質問等ないか。オンラインでご参加の委員の先生方もないか。  
では、ないようなので、質疑を終了する。  
委員の皆様にお諮りする。原案を了承することとして、知事に答申してよろしいか。

各委員： （異議なし）

伊藤部会長： ご異議がないので、原案を了承する旨を知事に答申することとする。

#### 4 その他（報告事項） 南郷鳥獣保護区調査方針について

伊藤部会長： それでは、次第4のその他、報告事項「南郷鳥獣保護区の調査方針について」事務局から内容を説明願う。

事務局： （資料により説明）

伊藤部会長： ただいまの報告について、確認したい事項はあるか。

陶山委員： 細かいところで申し訳ないが、調査区域の最後の米印のところ、「③はコントロールとして、必ず①と有意差がでる地点とする」というのは、これは有意差があるかどうかという調査なので、それを有意差が出る地点を調査するという表現はおかしく、結果ありきの調査になってしまうので、この場合は生息が確認されているところとか、そういうふうにするべきである。これでは結果ありきの調査になってしまうので、この表現を変更していただきたい。

事務局： そちらについてだが、今回比較調査を行うことで、こういった野鳥調査関係だと揺らぎの関係で有意差が出るようなところをできる限り影響は除くべきということでコントロールと呼ばれる確実に調査で有意差が出るところを通常設定することになっており、それで環境が全く異なって必ず野鳥がいないところで調査した時にも結果が統計としての解析が最もらしいといえますか、解析として正しいことをやっているかというのを判断するためのコントロール地点である。結果ありきの話というより解析として適当かを出すためにコントロール地点を設定しており、実際に調査として結果を見るのはこのコントロール除いた4メッシュになる。表現がわかりづらかったので、その記載方法を変えさせていただくが、そういった存在であるということをご承知いただきたい。

陶山委員： わかりました。僕の勘違いだということがわかったが、やはり勘違いするような表現なので正していただければ。

事務局： はい。

伊藤部会長： 他に何か質問等ないか。

藤本委員： 調査地点、調査日における積雪状況、気温などによって環境状況も変わってくると思うので、そういう点も調査項目に入れた方がいいかと思う。

事務局： これについては調査項目に追加して、それも含めた形で調査を実施していく。

伊藤部会長： その他に質問、意見等ないか。

土屋委員： 指定目的のところ、渡り鳥及び海棲哺乳類とあるが、どんな動物を想定して調査されるのか。

事務局： 指定目的は国の法律から引用しており、渡り鳥及び海棲哺乳類となっているが、南郷鳥獣保護区については、渡り鳥の集団渡来ということで指定しているので、多くは雁類とか白鳥類であるとか、県内で多く飛来する渡り鳥を考えている。

土屋委員： これ、省略してもいいのではないかな。

事務局： はい、省略して記入する。

伊藤部会長： 他にご質問ご意見等ないかな。

それではこの辺で質疑を終了するが、今出された意見等を考慮しながら事業を推進されるようお願いする。

最後に、その他として委員の皆様から何かあるかな。

河野委員： 今回岩出山地区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域でイノシシを除くということだが、3年前に仙台市でも同じように、イノシシを除くというのを作っている。その後のイノシシ捕獲頭数等の変化等わかれば教えていただきたい。

事務局： 仙台市で平成30年度の指定前に65頭捕獲していたが、指定後の令和元年11月から狩猟期間が始まり、同区域で75頭に狩猟が増えている。65頭が75頭に、若干だが増えているので、狩猟圧というのかかっていると思う。

伊藤部会長： 他にないかな。オンラインの先生方もないかな。

それでは、以上で本日の議事報告はすべて終了とする。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しする。

事務局： 大変ありがとうございました。

先ほど陶山委員、土屋委員からご指摘のあった点については、資料6上に修文を加えて皆様に分かりやすいような資料にして再度お届けしたいと思うので、よろしく願います。

## 5 閉会

司 会： 伊藤部会長どうもありがとうございました。

各委員の皆様におかれましてはご多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の宮城県自然環境保全審議会自然環境部会の一切を終了する。ありがとうございました。